

熊谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領

平成26年3月6日市長決裁

平成28年6月1日改正

令和5年1月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、熊谷市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法で規定する主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、建設業法第26条及び同法施行令第27条に規定する請負代金額が4000万円（建築一式工事にあつては8000万円）以上の工事で、主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条に規定する工事は、工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にある工事とする。

2 兼務可能となる対象の工事は、建設業法施行令第27条第1項に規定する建設工事とする。

3 第1項に規定する、施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等を含むものとする。

(工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第1項において規定する工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は、2件とする。ただし、建設業法施行令第27条第2項に規定する密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつてはこの限りでない。

(提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で発注者に対し、専任を要する主任技術者の兼務届出書を提出するものとする。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている工事の発注者に対し、前項に規定する書類の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認める。

(適用除外)

第8条 専任の主任技術者の兼務を認めない工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 低入札価格調査制度を適用した入札により契約を締結する工事
- (2) 熊谷市特定建設工事共同企業体取扱要綱、熊谷市特定建設工事共同企業体分担施工方式取扱要綱又は熊谷市異工種特定建設工事共同企業体取扱要綱において規定する共同企業体により施工する工事

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事において適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日より適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日より適用する。

様式第1号（第6条関係）

専任を必要とする主任技術者の兼務届出書

平成 年 月 日

（あて先）

発注者 あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり、同一の専任の主任技術者により工事を兼務したので届け出ます。

記

| 主任技術者氏名 | |
|------------|--------------------------------|
| 新たに配置する工事 | 専任・非専任の区分 専任 ・ 非専任 *どちらかに○をつける |
| | 工事名 |
| | 工事場所 |
| | 請負予定金額 |
| | 工事期間 年 月 日～ 年 月 日 |
| | 現場代理人予定者 *現時点の予定者 |
| | 発注者・工事担当課（所） *公告等に記載されているもの |
| 既に配置している工事 | 専任・非専任の区分 専任 ・ 非専任 *どちらかに○をつける |
| | 工事名 |
| | 工事場所 |
| | 請負代金額 |
| | 工事期間 年 月 日～ 年 月 日 |
| | 現場代理人 |
| | 発注者・工事担当課（所） |
| 工事監督員・連絡先 | |
| 兼務場所 | 距離 _____ k m 縮尺 1 : _____ |

* 双方の位置関係を明示した位置図を添付すること。

- 注：(1) 本届出書は、契約締結前（事後審査型一般競争入札により落札候補者となった者は、事後審査書類提出時）に提出してください。
- (2) 本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任工事－専任工事」又は「専任工事－非専任工事」の場合となります。「非専任工事－非専任工事」の場合、提出の必要はありません。なお、「専任工事－非専任工事」の場合でも、兼務したうえで受け持つことのできる合計工事数は2件です。
- (3) 本届出にあたっては、既に配置している工事の発注者に、兼務することについての内諾を必ず得ておくこと。
- (4) 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（官公庁以外の工事は契約書及び工事の内容）を提示すること。
- (5) 既に配置している工事と新たに配置する工事の場所との位置関係を証明するために、両者が同時に掲載されかつ両者の工事場所を記載した位置図を添付するとともに、様式内の兼務場所欄に距離及び縮尺を明記すること。
- (6) 本届出書を発注者が受領した後、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。
- (7) 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等の支障がないと認められるものに限ります。